

いじめに関する現状と課題

- ・学校評価アンケート結果では、95%以上の児童が学校が楽しい、どちらかという楽しいと答えていて、その割合は高い数字を保っている。引き続き、授業や学校行事等で、児童が所属感や自己有用感を感じられるように支援していく。
- ・日常の児童観察やアンケート結果、本人や保護者からの相談に誠実に向き合い、担任と学年主任、生徒指導主事等が連携していじめかどうかの認知を積極的に行うことで、被害児童の気持ちに寄り添っていく支援体制を大切にす。
- ・落書き、手紙による悪口といった事案があり、各児童の人権意識の向上を図っていく必要がある。
- ・SNSの利用は、学年によって異なるが、スマートフォン以外にもゲーム機やタブレットを介してインターネットを利用する機会が増加している。LINEを利用しての友達とのトラブルも見られる。学年に応じて、情報モラル教育をしっかり行っていく。
- ・登下校におけるトラブルもある。より一層の保護者・地域との連携を進め、実態把握や対応に努める。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- いじめの定義
児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する（「いじめ防止対策推進法」より）
 - 共通認識
いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものと認識し、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組が必要である。
 - 基本姿勢
 - ・いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくりに努める。
 - ・いじめの予防、早期発見、早期解決に努める。
 - ・いじめの早期の適切な対応を心がけ、当該児童の安全を保障し、指導体制を整え、解決に向けて家庭や関係諸機関と連携して取り組む。
- <重点となる取組>
- ・いじめについて考える週間の取組
 - ・情報モラル教育（低学年から）
 - ・職員研修

<p style="text-align: center;">保護者・地域との連携</p> <p><保護者の役割> いじめ防止対策推進法第九条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。</p> <p>また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。</p> <p><連携の内容> ・PTA各種会議や学級懇談・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、協力を呼びかけたりして連携を推進する。</p> <p>・日頃から、電話・家庭訪問・連絡帳等を通して、保護者との連携を密にして、保護者から相談を受けたり、情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努める。</p> <p>・いじめ防止基本方針をホームページ等で公開する。</p>	<p style="font-size: 2em;">学 校</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">生徒指導等対策委員会（いじめ対策委員会）</p> <p><対策委員会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事実の確認。対応策を練る。 ・学校評価の項目に位置づけ、評価する。 ・該当児童への指導、該当保護者への対応。 ・学級への指導体制の強化、支援。 ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報。 ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析 <p><対策委員会の内容の教職員への伝達></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策委員会実施後、臨時の職員会議で全教職員へ伝達 <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外 校長の判断により必要に応じて心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。 ・校内 校長、教頭、主幹・指導教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、生徒指導部、当該学年主任、関係職員 </div> <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p style="text-align: center;">関係機関等との連携</p> <p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務局人権擁護委員・県市教育委員会 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供SOSレターの配布 ・ネットパトロールによる監視 ・いじめ等の問題の報告 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭 <p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内警察署 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室の実施（6年生） <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導担当
--	---	--

学校が実施する取り組み

① 発達支持的生徒指導	<p>（所属感の充足） ・個々の役割を明確にし、誰もが学級・学校に自分らしく貢献する機会を保障する。</p> <p>・授業や行事等の特別活動の中で、自己有用感や自己肯定感、承認感を得ることができるように支援する。</p> <p>（協働体験） ・授業や行事等の特別活動の中で、児童が互に関わり合い、協力するよさや、みんなでやりぬいた達成感や、信頼関係を築けるように支援する。</p>
② 課題未然防止教育	<p>（人権教育） ・人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない、支え合う・認め合う学級づくり・集団作りに努める。</p> <p>・いじめについて考える学習（4月）いじめについて考える集会（6月）人権集会（12月）を実施する。</p> <p>・学校の決まりを守り、落ち着いた学校生活が送れるようにする。</p> <p>（情報モラル教育） ・情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるため、情報モラルに関する授業を実施する。</p>
③ 課題早期発見対応	<p>（実態把握） ・いじめをより積極的に認知する。 ※けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、当該児童の心身の苦痛を基に判断する。</p> <p>・各学期ごとに心のアンケートを実施する。</p> <p>・1、2学期に教育相談を実施する。</p> <p>・学級活動や休み時間等を通して児童の実態の把握に努める。</p> <p>（相談体制） ・児童の心配や不安に関する相談には、担任、他クラスの教員、養護教諭、教頭、校長など、誰にでも相談すればよいことを児童に伝える。SCとの連携を図る。</p> <p>（情報共有） ・いじめにつながる行為を見逃さず、毎週、情報共有を図る。（生徒指導連絡会）</p> <p>（家庭との連携） ・家庭訪問等を通して保護者との連携を図る。</p>
④ 困難課題対応的生徒指導	<p>・児童がいじめを受けているとの連絡を受けたり、その可能性が明らかになったときには、速やかに、いじめの有無の確認を行う。</p> <p>・いじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞き、時系列に沿った記録を残す。</p> <p>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童の安全を最優先に、児童及びその保護者に対して支援を行う。</p> <p>・生徒指導等対策委員会を通して、学校全体で情報共有を図り、必要な指導体制をとり、指導にあたる。</p> <p>・いじめた児童へ毅然とした態度で指導を行い、いじめをやめさせ、再発防止のための指導を継続的に行う。特に、暴力行為等重大な被害を確認した場合は、ためらわず警察との連携を図るなど、断固たる姿勢で対応する。</p> <p>・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどして、事態の収拾に努める。</p> <p>・事態収取後も継続的に、当事者の心のケアにあたる。担任は、誰もが大切にされる学級経営に努める。</p> <p>・瀬戸内市教育委員会に報告し、必要に応じて、関係機関との連携をとる。</p> <p>・いじめに対する研修を行い、教職員の資質向上に努める。</p> <p>《重大事態》</p> <p>・いじめ防止対策推進法第二十八条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処し、速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。</p> <p>一 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめの状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が自殺を企図した場合 ・身体に重大な被害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 <p>「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、校長、生徒指導等対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。</p> <p>児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したもとして報告・調査等にあたる</p> <p>《重大事態発生時の対応》</p> <p>ただちに、瀬戸内市教育委員会を通して瀬戸内市長へ事態発生についての報告をする。その後、瀬戸内市教育委員会の判断に従い、調査、措置を行う。</p>